第八号ハ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則」に改め、同号ニ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

○外務省告示第三百二十一号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関し事務所を指定した件（平成十三年外務省告示第百四号）、及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、手数料の納付を現金ですることができる事務所の所在地を定める件（平成十六年外務省告示第十一号）は、平成二十六年十月三十一日限り、廃止する。

平成二十六年十月一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百二十二号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件（平成十七年外務省告示第百二号）は、平成二十六年十月三十一日限り、廃止する。

平成二十六年十月一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百二十三号

平成二十六年六月十八日にロンドンで、租税に関する情報の交換のための日本国政府と英領バージン諸島政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、平成二十六年十月十一日に効力を生ずる。

平成二十六年十月一日

外務大臣　岸田　文雄

租税に関する情報の交換のための日本国政府と英領バージン諸島政府との間の協定

日本国政府及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府によって正当に授権された英領バージン諸島政府は、

租税に関する情報の交換のための協定を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条　目的及び適用範囲

両締約者の権限のある当局は、この協定の対象となる租税に関する両締約者の法令の運用又は執行に関連する情報の交換を通じて支援を行う。そのような情報には、この協定の対象となる租税の決定、賦課及び徴収、租税債権の回収及び執行並びに租税事案の捜査及び訴追に関連する情報を含む。情報は、各締約者の法令に従うことを条件として、この協定に従い入手し、交換し、かつ、秘密として取り扱う。

第二条　管轄

被要請者は、その当局によって保有されておらず、かつ、その領域的管轄内にある者によって保有され、又は管理されていない情報については、それを提供する義務を負わない。

第三条　対象となる租税

1　この協定は、一方の締約者のために課される全ての種類の租税について適用する。

2　両締約者の権限のある当局は、各締約者の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

3　この協定は、一方の締約者の地方政府又は地方公共団体のために課される租税については、適用しない。

第四条　定義

1　この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a)　「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b)　「英領バージン諸島」とは、地理的意味で用いる場合には、二千七年バージン諸島憲法令（二千七年法令第千六百七十八号）に規定するバージン諸島の領域をいう。

(c)　「国民」とは、次の者をいう。

(i)　日本国については、日本国の国籍を有する全ての個人及び日本国において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体

(ii)　英領バージン諸島については、二千七年バージン諸島憲法令に基づいて英領バージン諸島に属し、又は移民旅券令（第百三十章）に基づいて英領バージン諸島の居住証明書を有する全ての者及び英領バージン諸島において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体

(d)　「締約者」とは、文脈により、日本国又は英領バージン諸島をいう。

(e)　「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i)　日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(ii)　英領バージン諸島については、財務次官又は財務次官が書面により指定する者若しくは当局

(f)　「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(g)　「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(h)　「株式公開法人」とは、その主たる種類の株式が公認の有価証券市場に上場されている法人をいう。ただし、その上場された株式が一般に容易に購入され、又は販売される場合に限る。株式は、その購入又は販売が限られた投資家の集団に黙示的にも明示的にも制限されていない場合には、一般に容易に購入され、又は販売されるものとする。

(i)　「主たる種類の株式」とは、法人の議決権及び価値の過半を占める一又は二以上の種類の株式をいう。

(j)　「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。

(i)　日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された有価証券市場

(ii)　両締約者の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するもの

(k)　「集団投資基金又は集団投資計画」とは、あらゆる集団投資の媒体（法的な形態のいかんを問わない。）をいう。「公開集団投資基金又は公開集団投資計画」とは、その持分証券、株式その他の持分が一般に容易に購入され、販売され、又は償還される集団投資基金又は集団投資計画をいう。集団投資基金又は集団投資計画の持分証券、株式その他の持分は、その購入、販売又は償還が限られた投資家の集団に黙示的にも明示的にも制限されていない場合には、一般に容易に購入され、販売され、又は償還されるものとする。

(l)　「租税」とは、この協定が適用される租税をいう。

(m)　「要請者」とは、情報の提供を要請する締約者をいう。

(n)　「被要請者」とは、情報の提供を要請された締約者をいう。

(o)　「情報収集のための措置」とは、一方の締約者が要請された情報を入手し、かつ、提供することを可能にするための法令及び行政上又は司法上の手続をいう。

(p)　「情報」とは、事実、記述又は記録（形態のいかんを問わない。）をいう。

(q)　「犯則租税事案」とは、要請者の刑事法に基づいて訴追されるべき故意による行為に係る租税事案をいう。

(r)　「刑事法」とは、租税に関する法令、刑法又はその他の法令のいずれに含まれるかを問わず、要請者の法令の下において刑事法として特定される全ての刑事法をいう。

2　一方の締約者によるこの協定の適用に際しては、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、当該一方の締約者の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約者において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約者の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第五条　要請に基づく情報の交換

1　(a)　被要請者の権限のある当局は、第一条に定める目的のため、要請者の書面による要請に応じて情報を入手し、及び提供する。そのような情報は、次に掲げる情報を含む。

(i)　銀行その他の金融機関及び代理人として活動し、又は受託者の資格で活動する者（名義人及び信託の受託者を含む。）が有する情報

(ii)　法人、組合、信託、財団その他の者の所有に関する情報（第二条の規定の範囲内で、所有の連鎖における全ての者の所有に関する情報を含むものとし、信託については委託者、受託者及び受益者に関する情報、財団については設立者、理事会の構成員及び受益者に関する情報を含む。）